

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（令和2（2020）年4月1日号）

【今号の内容】

- 新型コロナウイルス等の感染症 BCP の策定支援について【栃木県】
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働者向け特別相談窓口の設置等について【栃木県】
- 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口を開設【国・栃木労働局】
- 中小企業においても令和2年4月から法律で時間外労働の上限規制が適用されます
- 令和2年4月から同一労働同一賃金が始まります
- 令和元（2019）年度「男女生き活き企業」表彰企業紹介リーフレットができました！
- 在職者向け技能講習のご案内
- 男女共同参画セミナー 県民講座の開催
- パーティ前期講座 4/2 より受付スタート！

---

新型コロナウイルス等の感染症 BCP の策定支援について【栃木県】

---

栃木県 BCP 策定支援プロジェクトでは、新型コロナウイルス等の感染症 BCP の策定支援を行っています。

BCP 策定支援を希望する県内の事業者には専門家を派遣し、事業の特性に応じた BCP 策定をお手伝いします。

費用は無料です。回数制限はありません。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/bcp/corona\\_bcp.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/bcp/corona_bcp.html)

（お問い合わせ先）

経営支援課 中小・小規模企業支援室

TEL 028-623-3173

---

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働者向け特別相談窓口の設置等について【栃木県】

---

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により就労に関して影響を受ける又はその恐れがある労働者を支援するため、特別相談窓口を設置しています。

・労働者向け特別相談窓口に関する情報はこちら

（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/advice/shigoto/roudou/gd0505011.html>

---

新型コロナウイルスの影響による特別相談窓口を開設  
【国・栃木労働局】

---

栃木労働局では、今般の新型コロナウイルスの影響による事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しています。

・特別相談窓口に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00092.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00092.html)

・小学校休業等助成金に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10259.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10259.html)

・雇用調整助成金に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09477.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09477.html)

・新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)はこちら（↓）を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

---

中小企業においても令和2年4月から法律で時間外労働の上限規制が適用されます

---

働き方改革関連法の施行により、中小企業においても令和2年4月から残業時間の上限が原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできなくなります。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

---

令和2年4月から大企業において同一労働同一賃金が始まります

---

働き方改革関連法の施行により、同一事業内において正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

令和2年4月から大企業に適用（中小企業は令和3年4月から適用）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/same.html>

---

令和元（2019）年度「男女生き活き企業」表彰企業紹介リーフレットができました！

---

県では、女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組んでいる県内企業等を「男女生き活き企業」として認定し、さらに認定を受けた企業等の中から優れた取組を行っている企業等を表彰する制度を創設しました。

このたび、優秀賞を受賞した3企業の取組や成果などを紹介するリーフレットを作成しましたので、みなさまの企業や団体等での取組の参考になれば幸いです。ぜひご覧ください。

なお、令和2（2020）年度「男女生き活き企業」表彰は4月中旬頃募集を開始する予定です。募集開始については、とちぎウーマンナビでお知らせします。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=946>

---

在職者向け技能講習のご案内

---

県立産業技術専門校では、ガス溶接・アーク溶接等の技能講習・特別教育等の資格取得、技能検定等の準備講習など、在職者の方がスキルアップするための講習会を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

☆問合せ先

県立産業技術専門校 028-689-6380

県北産業技術専門校 0287-64-4000

県南産業技術専門校 0284-91-0803

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-it.ac.jp>

---

## 男女共同参画セミナー 県民講座の開催

---

とちぎ男女共同参画センターにおいて、男女共同参画セミナー県民講座を次のとおり開催いたします。

是非お申込みください。

- 1 日時 令和2(2020)年5月16日(土)  
13時30分～15時00分
- 2 テーマ  
オール1の落ちこぼれ、教師から主夫になる  
～性別では決まらない役割分担～
- 3 講師 元高校教諭/主夫  
宮本 延春 氏
- 4 場所 とちぎ男女共同参画センター  
パーティホール
- 5 参加費 無料
- 6 参加対象 どなたでも
- 7 申込締切 5月15日(金)
- 8 保育締切 4月30日(木)
- 9 申込方法

FAX・郵送・メールなどでお申込みください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

[http://www.parti.jp/kouza/index\\_01.html](http://www.parti.jp/kouza/index_01.html)

(お問い合わせ先)

とちぎ男女共同参画センター 事業推進課 028-665-8323

---

パーティ前期講座 4/2より受付スタート！

---

パーティ「令和2(2020)年度前期講座」受付を開始  
します！

とちぎ男女共同参画センター(愛称:パーティ)では

性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、さまざまな講座を開催しています。

4月2日（木）から申し込みの受付を開始しますので皆さんのお申し込みをお待ちいたしております！

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.parti.jp/kouza/index.html>

（お問い合わせ先）

（公財）とちぎ男女共同参画財団

028-665-7706

#### 【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225